



石 垣 市

産後ケア事業のご案内



産後ケア事業とは、出産後に家族などから支援が得られなかったり、心身の不調や育児不安を抱えるお母さんとそのお子さんをケアするための事業です。石垣市は、お母さんたちが安心して子育てができるように、母体の回復や心理的な安定をサポートをする施設（産後ケア施設）の利用料を助成します。

対 象

- ・石垣市に住民票のある方で産後 1 年未満のお母さん
とそのお子さんと、下記のいずれかに該当する方
- 家族等から十分な支援が受けられない方
- 産後に心身の不調がある方
- 育児に対する不安がある方
- ※流産・死産を経験して
1 年未満の方も対応いたします。

*発熱等感染症のお
それがある方、医療
行為の必要な方の利
用はできません。

内 容

- お母さんのケア（母体の健康状態と生活面の助言や指導、母乳相談）
- 赤ちゃんのケア（乳児の健康や発育の観察）
- 育児相談、沐浴・授乳等の育児指導など



実施施設	所在地・連絡先	備考
おおそこ助産院	石垣市八島町 2 丁目 12-6 TEL：0980-87-5058	対象月齢：原則生後 6 か月未満まで 宿泊型については応相談
特定非営利活動法人 Love Peer Price やいま	石垣市字登野城 1366-1 TEL：090-1369-1872 (受付時間 平日 9 時～17 時)	訪問型のみ対応

利用回数

○宿泊型 3 回まで ○通所型 7 回まで ※3 時間、6 時間通算して ○訪問型 4 回まで

自己負担額

ご利用プラン		自己負担額		備考
		1～5 回目	6 回目以降	
宿泊型（1 泊 2 日）		1,500 円	4,000 円	※組み合わせ利用例（カウントイメージ） ①通所→②訪問→③通所→④訪問→⑤通所 ＝5 回利用 →6 回目から自己負担あり
通所型	6 時間	0 円	2,000 円	
	3 時間	0 円	1,000 円	
訪問型		0 円	1,200 円	

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は、利用料金免除

ご利用の流れは裏面へ

☆ご利用の流れ☆



①石垣市産後ケア事業電子申請を行ってください。

※転入された方は、1月1日時点の居住地が発行する課税証明書が必要となる場合があります。

②ご自宅に産後ケア利用決定通知書（利用券）が届きます。

石垣市健康福祉センターにて審査を行い、利用が決定した方には
「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」をお送りします。

③施設に予約の申込をする。

ご自宅に「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」が届いたら産後ケア実施施設へ直接連絡し、利用の予約や持ち物の確認をしてください。

※他市町村の施設をご利用される場合は石垣市健康福祉センターへご連絡をお願いします。

④産後ケア利用当日

ご利用当日、施設に到着したら、窓口で「石垣市産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」を提示してください。

⑤産後ケア利用後にお支払い

自己負担額は、利用当日に産後ケアを実施した助産師または施設に直接お支払いください。

注意事項

○利用の変更、中止をする場合は利用予定日前日の午後5時までに、利用する施設へ連絡をしてください。連絡がない場合や、当日に利用の変更、中止をした場合にはキャンセル料が発生するとともに、サービスを1回利用したものとみなします。また、キャンセル料は、利用施設に直接お支払いください。

○施設の状況によっては、希望通りの利用ができない場合があります。

○お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。赤ちゃんだけのお預かりはできません。



○申請・お問い合わせ先○
石垣市健康福祉センター 健康づくり係
TEL0980-88-0088 FAX0980-88-0087